

（目的）

第一條 この法律は、事業者団体の正当な活動の範囲を定め、且つその公正取引委員会に対する届出制を実施することを以て目的とする。

（定義）

第二條 この法律において事業者団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、いかなる形態のものであるかを問わず、いかなる法令若しくは契約によつて設立されたものであるかを問わず、登記を要するを要しないを問わず、法人であることないを問わず、営利を目的とすることしないを問わず、その事業者の事業の規模の大小を問わず、且つ左に掲げる形態のものを含むものとする。

一 二以上の事業者が株主若しくは社員（役員に進ずるものを含む。）である会社、財団法人その他の社団
二 二以上の事業者が理事若しくは管理人の任命、業務の執行又はその

の存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

2 この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者及びこれらの者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者をいう。

3 この法律において構成事業者とは、事業者団体の構成員である事業者をいい、第一項各号に掲げる事業者を含むものとする。

（届出義務）

第三條 事業者団体は、その成立の日から三十日以内に、又はこの法律施行の日から三十日以内に、文書（この法律施行の日）を公正取引委員会に届け出なければならぬ。この場合において届出の文書には左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 団体の定款、寄附行爲、規約又は契約の写
二 理事その他の役員又は管理人（前條第一項第三号に掲げる事業者団体）役員の名簿（ないものにあつては、組合員又は契約の当事者

とする。一の名義

三 団体が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合には、その指定を承認した書類

2 事業者団体が解散し、又は前項各号に掲げる事項に違反を生じたときは、その解散又は解散の日から三十日以内に、文書を以てその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による届出に關し必要な事項について指図を定めることができる。

(許容活動)

第四條 事業者団体は、左に掲げる活動に限り、これを行うことができる。

一 統計 資料の自由意思による提供を受けること及び特定の実業者の事業に關する情報又は状態を明示することなくその資料及び総括して公刊すること。

二 構成事業者の事業の経営に役立ち且つその属する事業分野における技能及び能率を向上させるような技術、科学又は將來の市場に關する情報を公刊すること。

三 科学又は技術に關する調査及び研究を行い、その結果を構成事業者に対し公開的且つ無差別的な條件で利用させること並びに構成事業者の間に、公開的且つ無差別的に、研究又は技術若しくは科学に關する情報の白務的交換を促進すること。

四 適当な政府機関、工業標準調査会その他一般に認められた有力な商品標準化の機関又は研究機関に自由意思により協力することによつてのみ商品の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に寄與すること。

五 啓蒙若しくは宣傳をし、又は構成事業者の属する事業分野の利害に關係のある事項について当該団体の立場を明かにする決議を行うこと。

六 構成事業者の全部又は一部より委任を受けた場合に、委任された権限内において、労働組合と団体交渉を行うこと。

七 外國における通関のため必要がある場合において、商工会議所が輸出品の原産地証明をすること。

八 構成事業者その他の者と各國の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し又は解決すること。

九 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号、以下私的独占禁止法という。）第七十一条その他の規定による公正取引委員の職務の遂行に協力すること。

（禁止行為）

第五條 事業者団体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。
一 原材料又は注文の割当その他の方法による生産若しくは配分の統制をし又はその統制を試みること及び原材料、商品又は施設の割当に関する原案若しくは計画を政府のために作成し又はこれを政府に提出すること。

二 私的独占禁止法第四條第一項各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一項各号の一に該当する事項を内容とする團協的協定若しくは團協的契約をし又はこれに参加すること。

三 構成事業者相互の間、構成事業者とこれに物資、資金その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との間又は構成事業者とその競争者との間の取引を不当に拘束し若しくは拘束する虞があり又はこれらの者の間の対価を統制し若しくは統制する虞がある契約その他の合意をし又はこれに参加すること。

四 將來の対価若しくは販賣条件又は顧客の分類に関する情報の流布その他いかなる方法を以てするかを問はず、対価を統制し若しくは決定しその他対価に影響を與えるための行為をすること。

五 一定の事業分野における現在又は將來の事業者の数を制限し、又はその制限を試みること。

六 特定の事業者を公認し若しくは推薦する表又は特定の事業者を排

斥するための表の配布、特定の事業者の事業内容、経理若しくは信用の状態を誤り傳える情報、の流布その他の方法により、特定の事業者に利益又は不利益を與えること。

七 構成事業者に対し、その販賣、價格、取引條件、注文、在庫、生産、工場設備能力、経理、事業活動又は事業上の便宜に関する報告の提出を強要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監督し若しくは調査すること。

八 構成事業者の機能又は活動を制限し、又はその制限を試みること。
九 営業甲の施設を所有し若しくは経営し、又は株式（社員の持分を含む。以下同じ。）若しくは社債を所有すること。

十 自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し、又は経営すること。但し公正取引委員会の認可を受けてこれを所有し又は経営する場合はこの限りではない。

十一 特許権を所有し若しくは支配し、又は特許発明の実施の許諾若しくは共同利用のために斡旋その他の便宜を供すること。

十二 構成事業者その他の者のために、融資をすること。

十三 購買、販賣、生産、製造、加工、包装、荷扱、保管、輸送、配分その他の營業に従事すること。

十四 構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は取引上の契約をすること。

十五 構成事業者その他の者のために、集金を行うこと。
十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解決を試みること。但し第四條第八号に掲げる場合を除く。

十七 不当に、立法又は政府の政策に影響を與えること。
十八 注文者その他の者の依頼を受け、又はその他の方法により、公私の注文の入札に参加し、これを規制し、又はこれに影響を與えること。

十九 前各号に掲げるものの外前條各号に掲げる許容活動範圍を超越する行為。

事業者団体は、何等の名義を以てするかを問わず、前項の禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

公正取引委員会は第一項第十号但書の規定による認可の申請があった場合において、当該団体が左の各号に掲げる要件を備えているときはこれを認可するものとする。

構成事業者の属する事業分野における総ての事業者の当該団体への加入が不当な条件により制限されず、且つその勢力に應じて可能であるような公正無差別な条件で開放されていること。

当該団体の構成事業者が比較的小数の有力な事業者に限られていることがなく、又は議決権の行使、事業活動、当該施設の所有若しくは経営から生ずる諸利益が比較的小数の有力な事業者により支配されていないこと。

当該団体の構成事業者が当該施設の所有又は経営から生ずる諸利益を当該団体に対する出資若しくは寄附金の多寡又は事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第十一條第二項に規定する決定指令又はその變更に基いて事業者団体が自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し又は経営することとなる場合には第一項第十号の但書の規定による公正取引委員会の認可があつたものとする。この場合においては当該団体は滞滯なく文書を以てその旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

公正取引委員会は前二項の規定による認可の申請及び届出に関し必要な規則を定めることができる。

（適用除外団体）

この法律の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。

私的独占禁止法第二十四條各号に掲げる要件を備え且つ左に掲げる特別の法律の規定に基いて設立された協同組合其の他の団体

産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）
専賣法（明治三十八年法律第十一号）

- ハ 海船保険法 (昭和十二年法律第二十三号)
- ニ 管業組合法 (昭和十六年法律第四十七号)
- ホ 市街地信用組合法 (昭和十八年法律第四十五号)
- ヘ 蚕糸業法 (昭和二十年法律第五十七号)
- ト 林業会社法 (昭和二十一年法律第三十五号)
- チ 商工協同組合法 (昭和二十一年法律第五十一号)
- 二 左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体
 - イ 北海道土功組合法 (明治三十五年法律第十二号)
 - ロ 森林法 (明治四十年法律第四十三号)
 - ハ 水利組合法 (明治四十一年法律第五十号)
 - ニ 耕地整理法 (明治四十二年法律第三十号)
 - ホ 馬匹組合法 (大正四年法律第一号)
 - ヘ 健康保険法 (大正十一年法律第七号)
 - ト 農林中央金庫法 (大正十二年法律第四十二号)
 - チ 蚕糸業組合法 (昭和六年法律第二十四号)

リ 牧野法 (昭和六年 法律第三十七号)

- ア 農村負債整理組合法 (昭和八年 法律第二十一号)
- イ 商工組合中央金庫法 (昭和十一年法律第十四号)
- ロ 農業協同組合自治監査法 (昭和十三年法律第十五号)
- ハ 國民健康保険法 (昭和十三年法律第六十号)
- ニ 力木船保険法 (昭和十八年法律第三十九号)
- ホ 農業團體法 (昭和十八年法律第四十六号)
- ト 水産業團體法 (昭和十八年法律第四十七号)
- チ 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第一三二号)
- リ 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第一八五号)
- 三 証券取引法 (昭和二十二年法律第二十二号) の規定に基いて設立された証券取引所、商品取引所法 (明治二十六年法律第五号) の規定に基いて設立された商品取引所及び証券取引所又は商品取引所に附屬する決済機關並びに手形法 (昭和七年法律第二十号) 及び小切手法 (昭和八年法律第五十七号) の規定に依り指定されている手形

裏面白紙

交換所。但し決済機関及び手形交換所については、決済及び手形交換を遂行するのに必要な範囲に限る。

四 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條の規定に基づいて指定された団体

五 臨時物券給付調整法（昭和二十一年法律第三十二号）附則第二項の規定に基づいて指定されている団体

六 臨時物券給付調整法に基く命令の指定により指定配給物券の出荷機関、集荷機関、荷受機関又は販賣業者として登録された団体。但し、この法律施行後六ヶ月を終了ときはこの限りではない。

(適用除外行為)

第七條 第五條の規定は、事業者團體が法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基く命令によつて行ひ正当な行為には、これを適用しなす。

- 一 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第二十五條第一項(軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十六條において準用する場合を含む)。
- 二 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)第二十三條及び第二十四條第一項(他の運送事業者又は小運送業者との連絡運送、共同經營及び連絡に關する協定に關する部分に關する)。
- 三 煙草專賣法(明治三十七年法律第四十号)第二十條の二。
- 四 雷舞測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七條。
- 五 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八條及び第二十八條。
- 六 重要輸出品取締法第二條(昭和十一年法律第二十六号)。
- 七 輸出絹織物取締法第一條(昭和二年法律第二十七号)。
- 八 輸出水産物取締法(昭和九年法律第三十六号)第一條。

九 輸出毛織物取締法第一條(昭和十五年法律第九十五号)。

十 ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)。

(排除措置)

第八條 第五條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第九條に規定する手続に従ひ、事業者團體に対し、当該行為の差止、資産の処分、当該團體の解散その他の当該行為の排除に必要な措置を命ずることが出来る。

(手続)

第九條 公正取引委員會の権限に關する私的占禁止法第四十條から第四十四條までの規定並びに違反事実の報告、事件の調査、審判、審決、若し或の取消又は變更の訴、檢事總長に對する告発その他の事件処理の手続及び訴訟に關する同法第四十五條から第六十四條までの規定、第六十六條第二項の規定、第六十七條から第七十條までの規定、第七十三條から第八十三條までの規定、第八十八條の規定及びこれらの規定に基く命令は、

公正取引委員会がこの法律の目的を達成するため、必要を職務を行う場
 合並びに三條、第五條、第十條及び第十三條の規定に違反する事実、
 事件及び第十條第一項に規定する犯罪にこれを準用する。この場合に
 おいて、これらの規定中「事業者」とあるのは「事業者団体」と、一私
 的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いて
 ると認められる場合又は不当な競争能力の顕著な差があると認められる場合とあ
 るのは一第五條の規定に違反すると認められる場合と、一第七條、第八條
 第一項又は第二項に規定する指値とあるのは一第八條に規定する指
 値と、一私的独占、不当な取引制限又は不正な競争方法に該当する
 疑のある行為とあるのは一第五條の規定に違反する疑のある行為と
 それぞれ読み替へるものとす。

2 公正取引委員会は、第五條第三項又は第十三條第二項の規定によ
 る認可の申請があつた場合には、第五條第二項各号に掲げる要件を備
 えていないと認めるときは、審判を以てこれを却下しなければならぬ
 こと。

3 私的独占禁止法第六十五條第二項及び第六十六條第一項の規定は、
 前項の認可の申請、認可又は審判にこれを準用する。

(報告)

第十條 公正取引委員会は、この法律の目的を達成するため、事業者團
 体に対し、必要な報告、資料の提出を求め、これを拒否し、又は不正な
 報告、資料の提出をしたときは、審判を以てこれを却下しなければならぬ
 こと。

(検察官)

第十一條 公正取引委員会の検察官たる職員は、この法律の規定に違反す
 る犯罪に関する職務を掌ることとなる。

(東京高等裁判所の管轄)

第十二條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は
 東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
 - 二 第十四條第一項第一号から第三号迄の罪に係る訴訟
- 2 前項に掲げる訴訟事件及び第九條において準用する私的独占禁止法
 第六十二條第一項、第六十三條第一項(第六十八條第二項において準

用す場合を含む。)及び第六十七條第一項に規定する事件は、同法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとする。

(審査の処分)

第十三條 この法律施行の際事業者団体が既に所有する營業用の施設、自然科学に關する研究を實施するための施設、株式又は社債(昭和二十二年政令第百三十八号及び第百三十九号並びに昭和二十三年政令第百十三号の規定に基き処分すべきものを除く。)及び特許はこの法律施行の日から九十日以内に、これを処分しなければならぬ。

2 新たに事業者団体が設立した場合又は第六條第五号若しくは第六号に掲げる団体がこの法律の適用を受けるにいたつた場合においては前項の規定を準用し、一この法律の施行の日とあるのは一成立した日一又は一この法律の適用を受けるにいたつた日」と読み替へるものとする。

3 前二項の場合において事業者団体が既に所有し又は經營する自然科学に關する研究を實施するための施設につきこれを引継ぎ所有し又は經營しようとする場合には、又書を以つてその旨を第一項の期間内に公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならぬ。

4 第五條第三項の規定は、前項の届出があつた場合にこれを準用する。

5 第五條第四項の規定は、第一項から第三項までの場合にこれを準用する。

6 公正取引委員会は、特別の事情があるときは、申請により、第一項に規定する期限を延長することができる。この場合及び第三項の規定による届出があつた場合において、申請又は届出をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを九十日の期間に算入しない。

7 事業者団体は第一項及び第二項の規定による処分をした日から三十日以内に、処分の内容を記載した報告書を、公正取引委員会に提出しなければならぬ。

8 公正取引委員会は、第三項及び前二項の規定による申請又は報告の

手続に関する事項について規則を定めることができる。

罰則

第十四條 この法律の規定違反があつた場合におけるその違反行為をした者に対する刑は左の各号に掲げるものとする。

一 第五條の規定に違反した場合には二年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金又はその両者。

二 第九條第一項において準用する私的独占禁止法第十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わなかつた場合には二年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金又はその両者。

三 第三條の規定に違反し届出を怠り又は虚偽の届出をした場合には一年以下の懲役若しくは二万円以下の罰金又はその両者。

四 第十三條第一項、第二項又は第六項に規定する期間内に営業用の施設、科学に関する研究を実施する爲の施設、株式、社債若しくは特許権を処分せず又は同條第七項の規定による報告書を提出せず若しくは虚偽の報告書を提出した場合には一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又はその両者。

五 第十條の規定に違反し報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した場合には五千円以下の罰金。

二 前項の違反があつた場合においてその違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた当該事業者團體の理事その他の役員又は管理人、その代表者又は管理人が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合にはその事業者を含む。一) に対しても前項各本号の罰金を科する。

三 第一項の違反があつた場合には法人であるといふにかかわらずその事業者團體に対しても第一項各本号の罰金を科する。

四 前項の規定により法人でない事業者團體を罰する場においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につきその事業者團體を代表する外法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

5 第二項の規定は同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員、管理
人又はその親戚事業者が法人その他の団体である場合には当該団体の
理事その他の役員又は管理人に適用する。

6 私的独占禁止法第九十四條、第九十九條の規定は、第九條第一
項において同法第四十條、第四十六條及び第六十六條第一項の規定を
する場合は違反にこれを準用する。

(附加制裁)

第十五條 裁判所は、充分な理由があるとき、前條第一項各号
に規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の解散を宣告することができ
る。

2 前項の規定により、解散が宣告された場合には、他の法令の規定又
は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解
散する。

(告発)

第十六條 第十四條第一項各号の罪は、公正取引委員会の告発を待つて、

これを罰する。私的独占禁止法第九十六條第二項及び第四項の規定は、
この場合の告発に、これを準用する。

2 公正取引委員会は、前項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪
について、前條第一項の規定による解散の宣告をすることを相当と認
めるときは、その旨を告発の文書に記載することができる。

(私的独占禁止法の不罰)

第十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基づく公正取引委員会の権
限は、この法律の規定によつて定められるものと解釈されてはならない。

附 則

(施行期日)

第十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(違反する法令及び契約)

第十九條 この法律施行の際現に行する法令の規定、契約、定款又は寄附
行為でこの法律の規定に違反するものは、この法律施行の日から、その
効力を失う。